

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑤の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に山形市外に住所を有していた場合は、当該住所を⑥に記入してください。
- 3 ⑧の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑦、⑭、⑮、⑯及び⑰の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。
なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
配偶者等が請求者と別居している場合は、⑩の欄の（ ）内に、住民票上の住所を記入してください。
また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に⑩の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を⑪の欄に記入してください。
- 6 ⑭の欄は、請求者の請求日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
（1） 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
（2） 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 7 ⑮の欄は、請求者が前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）中に、土地や建物等の売却等による所得があった場合は「有」に○を、なかった場合は「無」に○をつけてください。
- 8 ⑯の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持していた児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 9 ⑰の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- 10 ⑱の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 11 ⑲の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
（1） 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者は未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
（2） 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって山形市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
（1） 児童が山形市外に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
（2） 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
（3） 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
（4） 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
（5） 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
（6） 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
（7） 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
（8） 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に山形市外に住所を有していた場合は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
（9） 「8」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類